

神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大を防止するために自粛されていた文化芸術活動の再開を加速させるため、県内で実施される文化芸術活動の事業における感染症の拡大防止に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 文化芸術活動

神奈川県文化芸術振興条例（平成20年神奈川県条例第33号）第5条に掲げる分野に関する活動をいう。

(2) 民間団体

国又は地方公共団体を除く法人その他の団体をいう。

(3) 個人事業者

所得税法（昭和40年法律第33号）第27条第1項に規定する事業所得に係る収入を得る個人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当する者が神奈川県内で不特定多数の者を対象に公開する文化芸術活動の事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 次の各号に掲げる要件を全て満たす民間団体

ア 平成31年1月1日から令和2年2月25日までの間に神奈川県内で不特定多数の者を対象に公開する文化芸術活動を実施した実績を有すること

イ 団体の定款又は規約若しくは会則を有すること

ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

エ 経理及び監査を行う組織が確立していること

オ 契約を締結する能力を有すること

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者でないこと

キ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者でないこと

ケ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者（ただし、地

方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 3 条により読み替えて適用する国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条第 1 項の規定による納税の猶予の特例を受けている者を除く）でないこと

(2) 次の各号に掲げる要件を全て満たす個人事業者

ア 平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 2 月 25 日までの間に神奈川県内で不特定多数の者を対象に公開する文化芸術活動を実施した実績を有すること

イ 主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している者

ウ 契約を締結する能力を有すること

エ 破産法に基づく破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者でないこと

オ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと

カ 個人県民税、個人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者（ただし、地方税法附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条により読み替えて適用する国税通則法第 46 条第 1 項の規定による納税の猶予の特例を受けている者を除く）でないこと

2 前項に定める補助事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 22 条第 1 項の規定により設置される新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部が策定する新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針（以下「対処方針」という。）が求める内容に応じて、感染症の拡大防止が効果的に行われると認められるものに限る。

3 第 1 項に定める補助事業は、令和 3 年 2 月 28 日までに完了するものに限る。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金は、補助事業において感染症の拡大防止に要する経費のうち次に定める経費を控除した額に対して交付するものとする。

(1) この補助金を除く補助金、寄附金、協賛金、その他の対価性のない収入を充当する経費

(2) 入場券販売手数料

(3) 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の会場使用料等

(4) 役務等への対価としての必要性が認められないもの

(5) 団体運営の経常的経費

(6) その他市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

2 前項において感染症の拡大防止に要する経費のうち会場の使用に係る経費は、次の各号に該当する場合に限り、使用料の額に 2 分の 1 を乗じた額を補助の対象とする。

(1) 無観客による公演や展示等を行い、その内容をインターネット上で公開する場合

(2) 観客の密集又は密接を回避しうる間隔の確保を目的に、補助事業において見込まれる入場者数を通常収容する場合と比較して広い面積の会場を使用する場合

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、前条の規定により算定した額又は150万円のいずれか低い金額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金交付申請書(様式1)に別表1に掲げる書類を添えて、知事に対してその指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費項目の20%以内の変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、法令を遵守し、入場者の安全に配慮しなければならない。
- (5) 補助事業の会場において、対処方針に基づき、感染防止対策取組書を掲示しなければならない。
- (6) 補助事業の入場者又は鑑賞者に対して、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例（令和2年神奈川県条例第66号）により設置される基金の募集に係る広報に協力しなければならない。
- (7) 補助事業の広報及び実施に当たっては、県の広報活動に協力しなければならない。

（変更の承認）

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式2）に関係書類を添付して速やかに知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告及び調査）

第11条 知事は、規則第10条の規定による状況報告の聴取及び調査を、必要に応じて行うことができる。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る事業実績報告書（様式3）に別表2に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日まで行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式4）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は、5年とする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、耐用年数が5年未満のものはその年数とする。

2 規則第17条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、規則第17条に規定する知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金財産処分承認申請書（様式5）を知事に提出するものとする。

4 規則第17条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第17条 補助事業者は、その所在地、名称又は代表者（個人事業主にあつては、住所又は氏名）を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

別表1（第6条関係）

名称	記載事項
1 事業計画書	(1) 事業分野 (2) 事業実施日 (3) 事業期間 (4) 施設の所在地及び名称並びに会場の名称 (5) 事業の目的及び内容 (6) 新規性の有無及び有の場合の内容 (7) 補助の効果又は必要性 (8) 入場料の有無及び有の場合の金額 (9) 入場又は鑑賞予定者の数 (10) 事業総予算額 (11) 当該事業に係る他団体からの補助及びその額（予定を含む）
2 収支予算書	(1) 収入の項目、予算額及び内訳（積算根拠） (2) 支出の項目、予算額及び内訳（積算根拠） (3) 補助対象経費について他団体からの補助金、寄附金等を受けていないことの表示
3 申請者調書（団体）	(1) 団体ホームページ (2) 団体設立年月 (3) 組織構成（役職員及び構成員の数） (4) 団体の沿革 (5) 主催した公演・展示等の実績（過去3年度分）
4 申請者調書（個人事業者）	(1) 個人事業の開業届出書の控えの写し又は令和元年度の確定申告書第一表の控えの写し (2) 職業及び開業している事業の概要 (3) 文化芸術活動により生計維持していることの説明 (4) 主催した公演・展示等の実績（過去3年度分）
5 感染症対策調書	(1) 使用するガイドライン (2) 感染防止の取組内容
6 役員等氏名一覧表 （個人事業者にあつては、申請者本人に係る内容とする。）	(1) 代表者の役職名、氏名、氏名のカナ、生年月日、性別及び住所 (2) 役員の役職名、氏名、氏名のカナ、生年月日、性別及び住所 (3) 代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて記載された全ての者が同意していることの表示
7 定款、寄附行為又はこれに類する規約等 （個人事業者にあつては、不要とする。）	/
8 平成31年1月1日から令和2年2月25日までの間に県内で文化芸術活動を実施した実績を有することを証する書類	チラシ、パンフレット、プログラム、新聞記事、インターネット上の記事等証明に足る任意の内容

9 補助金振込先指定届	(1) 口座名義人及びフリガナ (2) 金融機関名及び店名 (3) 預金の種類 (4) 口座番号 (5) 口座番号及び口座名義人（フリガナ）が記載されている部分の通帳等の写し
10 事前着手届 （やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合に限る。）	(1) 事前着手の理由 (2) 着手（予定）年月日 (3) 交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないことの表示

別表2（第12条関係）

名称	記載事項
1 収支決算書	(1) 収入の項目、予算額、決算額並びに決算額と予算額の差異及びその説明 (2) 支出の項目、予算額、決算額並びに決算額と予算額の差異及びその説明
2 補助事業を実施した実績を証する書類	写真、チラシ、パンフレット、プログラム、新聞記事、インターネット上の記事等証明に足る任意の内容
3 第8条第5号の定めにより掲示した感染防止対策取組書	/
4 第14条の定めにより備えた取得財産等管理台帳の写し （財産を取得した場合に限る。）	/

申請は紙の提出ではなく、指定の項目を e-kanagawa 電子申請で入力していただく形になります。

(様式1)

神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

名称及び代表者職・氏名

印

(個人事業者にあつては、
住所及び氏名)

標記補助事業について、補助金の交付を受けたいので申請します。

担当者連絡先	所在地	〒
	ふりがな 氏 名	
	電話番号	
	携帯番号	
	F A X	
	E-mail アドレス	
個人情報管理 責 任 者		
ふ り が な 事 業 名		
交付申請額	円	

(様式2)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

名称及び代表者職・氏名

印

〔 個人事業者にあつては、
住所及び氏名 〕

神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

(様式3)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

名称及び代表者職・氏名

印

〔 個人事業者にあつては、
住所及び氏名 〕

神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 実施日時
- 2 実施場所
- 3 実施内容
- 4 入場者又は鑑賞者の数

(様式4)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

名称及び代表者職・氏名

印

〔 個人事業者にあつては、
住所及び氏名 〕

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|----------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無 (どちらかを選択) | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額 (5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

(様式5)

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

名称及び代表者職・氏名

印

〔 個人事業者にあつては、
住所及び氏名 〕

神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金に係る事業により取得等した財産について、次の理由により処分を行うため、承認を受けたく申請します。

- 1 処分を行う財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由